

新旧対照表

<普通預金規定>

新	旧
<p>7.(届出事項の変更、通帳の再発行等) (略)</p> <p>(4)通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(5)この預金口座の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u></p>	<p>7.(届出事項の変更、通帳の再発行等) (略)</p> <p>(4)通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(新設)</u></p>
<p>12.(解約等) (略)</p> <p>(2)次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 (略)</p> <p>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>④法令で定める本人確認等の確認事項が偽りである場合</u> <u>⑤①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認に応じない場合</u></p>	<p>12.(解約等) (略)</p> <p>(2)次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 (略)</p> <p>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>(新設)</u></p>

<通知預金規定>

新	旧
<p>7.(届出事項の変更、通帳の再発行等) (略)</p> <p>(3)通帳(または証書)を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(4)この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u></p>	<p>7.(届出事項の変更、通帳の再発行等) (略)</p> <p>(3)通帳(または証書)を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(新設)</u></p>

<納税準備預金規定>

新	旧
<p>8.(届出事項の変更、通帳の再発行等) (略)</p> <p>(3)通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(4)この預金口座の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u></p>	<p>8.(届出事項の変更、通帳の再発行等) (略)</p> <p>(3)通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(新設)</u></p>

<当座勘定規定(一般当座用)>

新	旧
<p>第15条(届出事項の変更) (略)</p> <p>③第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当社からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 <u>④この当座勘定の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u></p>	<p>第15条(届出事項の変更) (略)</p> <p>③第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当社からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 <u>(新設)</u></p>

<当座勘定規定(個人当座用)>

新	旧
<p>第15条(届出事項の変更) (略)</p> <p>③第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当社からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 <u>④この当座勘定の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u></p>	<p>第15条(届出事項の変更) (略)</p> <p>③第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当社からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 <u>(新設)</u></p>

<当座勘定規定(専用約束手形口用)>

新	旧
<p>第13条(届出事項の変更) (略)</p> <p>③第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当社からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 <u>④この当座勘定の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u></p>	<p>第13条(届出事項の変更) (略)</p> <p>③第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当社からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 <u>(新設)</u></p>

の確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。

<当座勘定規定（コマーシャル・ペーパー専用口用）>

新	旧
第12条(届出事項の変更) (略) ③第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当社からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 <u>④この当座勘定の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u>	第12条(届出事項の変更) (略) ③第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当社からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 <u>(新設)</u>

<自由金利型定期預金M型（スーパー定期）規定（自動解約入金方式）>

新	旧
6. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3)通帳(または証書)を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(4)この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u>	6. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3)通帳(または証書)を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(新設)</u>

<自由金利型定期預金M型（スーパー定期）規定（自動継続）>

新	旧
6. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3)通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(4)この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u>	6. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3)通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(新設)</u>

<自由金利型定期預金規定>

新	旧
6. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3)通帳(または証書)を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(4)この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u>	6. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3)通帳(または証書)を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(新設)</u>

<自動継続自由金利型定期預金規定>

新	旧
6. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3)通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(4)この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u>	6. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3)通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(新設)</u>

<変動金利定期預金「スプリング」規定（自動解約入金方式）>

新	旧
7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3)通帳(または証書)を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(4)この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u>	7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3)通帳(または証書)を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(新設)</u>

<変動金利定期預金「スプリング」規定（自動継続）>

新	旧
7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3)通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(4)この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u>	7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3)通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(新設)</u>

<変動金利定期預金「グローイング」規定（自動解約入金方式）>

新	旧
7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(4) この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u>	7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 (新設)

<変動金利定期預金「グローイング」規定（自動継続）>

新	旧
7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(4) この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u>	7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 (新設)

<変動金利定期預金（法人用）規定（自動解約入金方式）>

新	旧
7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(4) この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u>	7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 (新設)

<変動金利定期預金（法人用）規定（自動継続）>

新	旧
7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(4) この預金の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u>	7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (略) (3) 通帳を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 (新設)

<貸金庫規定書>

新	旧
6(届出事項の変更、印章・鍵の喪失時等の取扱い) (略) (4) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当社が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 <u>(5) 貸金庫の契約等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u>	6(届出事項の変更、印章・鍵の喪失時等の取扱い) (略) (4) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当社が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 (新設)

<全自動貸金庫規定書>

新	旧
7(届出事項の変更等、カード・印章・鍵の喪失時等の取扱い) (略) (5) カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(6) 貸金庫の契約等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u>	7(届出事項の変更等、カード・印章・鍵の喪失時等の取扱い) (略) (5) カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 (新設)

<貸金庫規定書（カード方式）>

新	旧
6(届出事項の変更、カード・印章・鍵の喪失時等の取扱い) (略) (5) カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 <u>(6) 貸金庫の契約等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</u>	6(届出事項の変更、カード・印章・鍵の喪失時等の取扱い) (略) (5) カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。 (新設)